

協会活動報告

(平成 26 年版)

一般社団法人 投資信託協会

■平成 26 年協会活動報告

〔1〕公正性・信頼性確保のための自主規制業務

- (1) ディスクロージャーの改善（交付目論見書の改善、運用報告書の二段階化）・・・ 1
- (2) 投資信託に係る分散投資規制及びデリバティブ取引に起因するリスク量規制・・・ 2
- (3) 「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正に係る規則等の整備・・・ 4
- (4) 信用取引及び市場デリバティブ取引の平均単価採用に係る一括発注規則の整備・・・ 6
- (5) ヘルスケアリート創設のための環境整備・・・ 7
- (6) 臨時報告書制度及び報告書代替書面制度等に係る定款施行規則の整備・・・ 7
- (7) 証券取引等監視委員会への業務説明・・・ 9
- (8) 会員調査に関する活動・・・ 9
- (9) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施・・・ 10

〔2〕投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

- (1) NISA（少額投資非課税制度）の周知と普及・拡大に向けた活動・・・ 11
- (2) 「金融経済教育研究会」報告書を受けた取り組み・・・ 12
- (3) 講演会・セミナー・講師派遣の実施・・・ 12
- (4) 大学における寄附講座の開設・・・ 15
- (5) 証券知識普及プロジェクトにおける活動・・・ 16
- (6) ホームページコンテンツの充実・・・ 18

〔3〕投資信託及び投資法人に係る制度への対応

- (1) 確定拠出年金制度の改善へ向けた活動・・・ 19
- (2) 平成 27 年度税制改正要望・・・ 19

〔4〕「日本再興戦略（改訂 2014）」への対応・・・ 22

〔5〕国際的な活動

- (1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の直近の動向・・・ 25
- (2) OECD 多国間自動的情報交換への対応・・・ 26
- (3) 第 19 回アジア・オセアニア会議への参加・・・ 28
- (4) 第 28 回国際投資信託会議への参加・・・ 28
- (5) アイルランドファンドセミナーへの参加・・・ 29
- (6) アジア地域ファンド・パスポートへの対応・・・ 29
- (7) IOSCO による MMF に関する政策提言への対応・・・ 30

〔6〕その他

- (1) 東京国際金融センターの推進に関する懇談会の設置・・・ 31
- (2) 当協会における質問・苦情相談内容の公表・・・ 31

〔7〕平成 26 年各種説明会及び研修会の開催状況・・・ 32

〔1〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

(1) ディスクロージャーの改善（交付目論見書の改善、運用報告書の二段階化）

平成24年12月12日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告（以下「ワーキング・グループ最終報告」という。）において、投資信託に関して、運用報告書の二段階化等が提言され、平成25年6月12日成立した「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正、平成26年7月2日公布の「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正」及び「投資信託財産の計算に関する規則」の一部改正において、所要の措置が講じられた。

当協会では、これらの改正を円滑に実施し、開示情報の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、当協会規則「交付目論見書の作成に関する規則」及び「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成26年5月1日より5月20日まで意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年6月12日付で同規則等の改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

- イ. 「交付目論見書の作成に関する規則」では、（1）投資リスクにおいて、参考情報として、当該ファンドと6種類程度の代表的な資産クラスとの騰落率の比較図を記載すること、（2）ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を棒グラフ等で記載することを規定した。
- ロ. 「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」では、（1）規則で定める代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例、（2）規則で定めるファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移のイメージ図例、（3）ファンドの費用の表について、当該費用についての説明を費用と対比できるよう表内に記載するとともに、手数料を対価とする役務の内容を記載することを規定した。
- ハ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」では、（1）運用報告書を「運用報告書（全体版）」と「交付運用報告書」に区分整理すること、（2）運用報告書（全体版）の表紙に表示する事項中、「当該投資信託の仕組み」に「当該投資信託財産の運用方針を含む。」を加えること、（3）交付運用報告書の表紙に表示すべき事項、（4）交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順、（5）交付運用報告書を印刷物として提供する場合の規格等、（6）運用報告書（全体版）の電子交付、（7）交付運用報告書の交付について規定した。

ニ.「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」では、交付運用報告書の表示事項の様式及び表示要領を定めるとともに、運用報告書（全体版）及び交付運用報告書において「1万口あたりの費用明細」表中に「項目の概要」として、それぞれの役務の内容がわかるよう、項目の追加を規定した。

なお、実施日は平成26年12月1日からとし、「交付目論見書の作成に関する規則」等については、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用することとし、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等については、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用することとした。

(2) 投資信託に係る分散投資規制及びデリバティブ取引に起因するリスク量規制

ワーキング・グループ最終報告において、投資信託に関して、運用財産の内容についての制限（一定の種類のリスクに対する規制）として、「信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する」、「デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限については、リスク量に係る計算方法を一定程度規格化し、その概要の情報を提供する」との提言がなされた。

これを受け、金融庁では、金融商品取引業等に関する内閣府令（投資運用業者に関する禁止行為）において、第130条第1項第8号の2を新設（平成26年7月2日、内閣府令の一部改正を公布）したことから、この改正を円滑に実施し、運用財産の内容についての制限の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、当協会規則「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成26年6月13日より6月27日までの2週間意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年7月17日付で同規則等の改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

イ.「投資信託等の運用に関する規則」では、(1)組入投資信託証券の範囲等において、当該投資信託財産の純資産総額の5%の範囲で運用している投資信託証券について、第17条の2の規定（投資制限の規定）は適用しないこと、(2)デリバティブ取引等に係る投資制限に関し、委託会社が合理的な方法により算出する額の方式を細則に定めること、(3)信用リスク集中回避のための投資制限として、一発行体等に係るエクスポージャーは、株式等、債券等、デリバティブ等の類型毎に10%、発行体合

計で 20%を上限とすること、(4) 信用リスク集中回避のための投資制限の例外として、特化型の要件を満たすものについては 35%まで投資できることなどを定めること、(5) 投資信託に組入れる財産が一定の比率を超えた場合の措置について、今回規定する新たな投資制限と矛盾する既存の規定を削除すること、(6) 第 17 条の 2 の規定（投資制限の規定）が公募のファンド・オブ・ファンズに適用することを規定した。

ロ. 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」では、デリバティブ取引等に係る投資制限に関し、委託会社が合理的な方法により算出する方式を、「投資信託等の運用に関する委員会決議」では、規則で特定国の有価証券等（国債等）を分散投資規制の対象外としているので、その対象国を規定した。

ハ. 「信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン」を制定し、規則に規定した投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を規定した。

ニ. 「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」では、(1) デリバティブ取引等をヘッジ目的で用いる場合とヘッジ目的以外で用いる場合の管理方法について、ヘッジ目的で用いる場合には「簡便法」、「標準的方式」、「VaR 方式」からの選択適用を可能とし、ヘッジ目的以外で用いる場合には「標準的方式」、「VaR 方式」からの選択適用を可能とすること、(2) デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示を規定した。

ホ. 「交付目論見書の作成に関する規則」及び同細則では、運用に関する規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当するファンドに必要となる開示（特化型である旨、支配的な銘柄が存在する旨など）について規定した。

ヘ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」では、信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示と、デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示について規定した。

なお、実施日については、平成 26 年 12 月 1 日からとした。ただし、「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する委員会決議」及び「信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン」については、経過措置として、この規則の改正の際現に存する投資信託に限り、実施日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定を適用しないこととした。

(3) 「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正に係る規則等の整備

ワーキング・グループ最終報告を踏まえ、平成 25 年 6 月 12 日に成立した「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正を受け、平成 26 年 12 月 1 日より投資法人が新投資口予約権を発行することが可能となる等の所要の整備がなされた。

当協会は関係規則等を整備したうえで、平成 26 年 10 月 10 日から 10 月 24 日までの 2 週間意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年 11 月 20 日付で同規則等の一部改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

① 新投資口予約権の発行に係る留意事項の整備について

イ. 「投資信託等の運用に関する規則」第 22 条第 1 項第 2 号へにおいて、公募のファンド・オブ・ファンズが「不動産投資信託証券に係る投資法人より発行された新投資口予約権証券への投資」を可能とする旨を規定した。

ロ. 「投資信託に関する会計規則に関する細則」第 2 条第 12 号において、「資産の部」の項目「新株予約権証券」の科目中に「新投資口予約権証券」を含む旨を規定した。

ハ. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」第 19 条第 1 項において、新株予約権証券等の評価と併列規定として、「新投資口予約権証券」が評価できるよう規定する旨を規定した。

ニ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 26 条第 1 項第 23 号の 2 及び「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表示すべき項目中に、「新投資口予約権」についての表示事項を規定した。

ホ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」第 2 条第 7 号、第 6 条第 12 号及び第 7 条第 7 号並びに「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」において、「新投資口予約権証券」の「組入れ資産の売買状況等」、「組入れ資産の明細」及び「投資信託財産の構成」における表示方法を規定した。

ヘ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 46 条の 2 及び第 48 条の 2 において、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 88 条の 4 の規定に基づき新投資口予約権を発行する場合の留意事項を規定した。

② 海外不動産投資法人発行証券の組入れに係る開示等の整備について

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 26 条第 1 項第 34 号及び第 35 号並びに「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表

示すべき項目中に、「海外不動産保有法人に係る開示」及び「海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示」についての表示事項を規定した。

③ 国内籍投資信託に組入れる外国籍投資信託への信用リスクの集中回避のための投資制限及びデリバティブ取引に係るリスク量制限の適用について「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」第3条第2号カ及びヨにおいて、日本証券業協会の外国籍投資信託等の国内への持込みに関する選別基準に平仄を合わせるため、外国投資信託証券の要件に、デリバティブ取引等に係る投資制限及び信用リスク集中回避のための投資制限に関する事項を規定した。

④ 不動産投資信託の運用報告書に関する整備について

イ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第22条柱書き及び第20号並びに「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資信託の運用報告書の本文に、当該不動産投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、「運用等に係る費用明細」に当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額並びにそれらに対価とする役務の内容を表示する旨を規定した。

ロ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第24条の2において、不動産投資信託の運用報告書につき、「投資信託及び投資法人に関する法律」第14条第4項に規定の書面を作成及び交付する旨を規定した。

⑤ 不動産投資法人における「利害関係人等」に関する整備について

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第26条第1項第27号及び「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表示すべき項目中、「利害関係人等との取引状況」について、「利害関係人等」に「主要株主」が含まれる改正がなされたことから、「主要株主」を除く修正を行う。

なお、実施日については、原則平成26年12月1日からの実施としたが、運用に関する規則、運用報告書に関する規則、運用報告書に関する委員会決議など、それぞれの規定の状況により、経過期間等を設けている。

(4) 信用取引及び市場デリバティブ取引の平均単価採用に係る一括発注規則の整備

日本証券業協会では、株式の現金・現物取引において利用されている平均単価による取引報告に関して、信用取引及び上場デリバティブ取引についても利用を可能とするべく、平成26年6月、「平均単価検討会」を設置し、制度面での課題の洗い出しと必要となる制度改正内容の整理、効率的な業務の実現に向けての標準的な業務手順の策定等について、検討を行った。当協会は、上記検討会より、信用取引及び市場デリバティブ取引に係る平均単価の利用等に係る一括発注規則の整備の要請を受けた。また、取引所における規則等の整備がなされた。これらを受けて、当協会規則「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成26年11月14日より11月28日までの2週間意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年12月18日付で同規則等の改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

- イ. 「投資信託等の運用に関する規則」及び「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」について、委託会社が行う一括発注における複数の投資信託財産に係る有価証券の売買注文の「有価証券」に、「有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引」を含む旨の規定を加え、これに伴う必要な修正等の整備を行う。
- ロ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」について、「投資信託等の運用に関する規則」第8条の2に係る改正を受け、これに伴う必要な修正等の整備を行う。

なお、実施日については、平成27年3月1日からとし、先物取引・信用取引の一括発注に伴う平均単価の利用は、個別に受託者、ブローカー、システム会社等との調整・確認作業が必要となること、及び国内の先物取引・信用取引の平均単価の利用は、大阪取引所の規則実施日（平成27年3月16日）となることに関し、留意するよう注意喚起した。

(5) ヘルスケアリート創設のための環境整備

不動産証券化協会主催の「ヘルスケア施設供給促進のための REIT の活用に関する実務者検討委員会」における中間取りまとめが、平成 25 年 12 月に公表された。

これを受け、当協会では不動産投信専門委員会を中心に、①オペレーターの実情等を勘案した対応、②施設利用者への情報提供等の対応、③投資家への開示、の三点を踏まえた「規則」及び「ガイドライン」等の検討を踏まえ、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正（案）を策定し、平成 26 年 4 月 11 日より 4 月 25 日まで意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年 26 年 5 月 15 日付で同規則等の改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

イ. 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の一部改正

運用会社が、不動産投資信託及び不動産投資法人の投資としてヘルスケア施設に投資を行う場合の社内体制の整備について規定した。

ロ. ヘルスケア施設供給促進のための REIT の活用に関するガイドラインの制定

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 24 条の 5 「ヘルスケア施設に関する特例」を適切に履行していく上での基本的な考え方について規定した。

なお、実施日については、平成 26 年 5 月 15 日からとし、実施日において計算期間又は事業年度が開始している当該投資信託財産又は投資法人についての改正規定の適用については、新たな計算期間又は事業年度の開始からとすることができることとした。

(6) 臨時報告書制度及び報告書代替書面制度に係る定款施行規則の整備

「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正による臨時報告書制度及び報告書代替書面制度の整備を踏まえ、正会員に係る情報開示の充実等を図る観点から、当協会「定款の施行に関する規則」の一部改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

① 臨時報告書制度に係る整備

イ. 平成 25 年の金融商品取引法等の一部改正に伴い、投資者の適時・的確な判断に資する開示とするため、特定有価証券に係る臨時報告書の提出事由の拡大等を内容とする「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）が行われた。

同府令の改正により、特定有価証券の発行者等において、「破産手続開始の申立て等を行った場合」、「登録の取消し又は業務の停止の処分その他これに準じる行政官庁による法令に基づく処分が行われた場合」が、臨時報告書を提出すべき事由に追加されるとともに、この追加事由については、当該発行者が加入している認定金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会のホームページを通じて閲覧に供する方法により公表したときは、個別の臨時報告書の提出が免除されることになった。

- ロ．当協会は、上記臨時報告書制度における提出事由の拡充等を踏まえ、定款の施行に関する規則において、
- (イ) 正会員等における破産手続開始の申立て等に係る当協会への報告規定及び報告様式の新設
 - (ロ) 正会員が当協会に報告した報告書の正会員ホームページ及び当協会ホームページによる公開規定の新設
- の整備を実施した。

② 報告書代替書面制度に係る整備

イ．ワーキング・グループ最終報告において、「有価証券報告書の見直しについては、(略) 例えば、認定金融商品取引業協会である投資信託協会の規則に基づき作成され、ホームページ上で公表される委託会社の情報に関する書面については、報告書代替書面として利用できるようにするといった方向で対応することが適当である。」とされ、当該最終報告を受けて、報告書代替書面制度の活用等を内容とする「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正（平成 26 年 12 月 1 日施行）が行われた。

同府令の改正により、報告書代替書面として利用可能な書面として、法令又は金融商品取引所の規則に基づいて作成された書面に加えて、金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう）の規則に基づいて作成された書面が追加された。

ロ．当協会は、上記報告書代替書面制度の整備等を踏まえ、「定款の施行に関する規則」において、正会員の業務内容等に関する情報の当協会への報告規定及び報告様式の新設、当協会に報告した報告書の正会員ホームページによる公開規定の新設の整備を行った。

なお、実施日については、臨時報告書制度に係る改正は平成 26 年 10 月 16 日から、報告書代替書面制度に係る改正は同年 12 月 1 日からそれぞれ実施した。

(7) 証券取引等監視委員会への業務説明

平成 26 年 4 月 15 日に証券取引等監視委員会に対し、以下のとおり当協会の活動状況等について業務説明を行った。

① 協会の活動状況

- イ. 投資信託の販売・勧誘態勢の一層の充実及び内部管理態勢の整備を図るための対応
- ロ. 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告を受けた取り組み
- ハ. NISA の周知と普及・拡大に向けた活動

② 自主規制機能の発揮

- イ. 正会員に対する立入調査の実施等
- ロ. 正会員に対する書面調査（アンケート）の実施等
- ハ. 法令等違反に係る当協会への報告制度と報告等の状況
- ニ. 正会員に対する処分等状況
- ホ. 正会員の役職員に対するコンプライアンス研修の実施

(8) 会員調査に関する活動

① 平成 25 年度（平成 26 年 1 月～3 月）の会員調査

25 年度は、平成 25 年 3 月 29 日に会員に周知した「会員調査方針・計画」に基づき、正会員 2 社に対する立入調査を実施した。

平成 25 年度（通年）の立入調査の実績は、上半期 5 社、下半期 5 社の計 10 社を実施しているが、その結果を取りまとめ、平成 26 年 7 月 4 日に会員に周知した。

また、平成 25 年 11 月 20 日を基準日として実施した書面調査である第 7 回アンケート調査についても、その結果を取りまとめ、平成 26 年 7 月 8 日に会員に周知した。

② 平成 26 年度（平成 26 年 4 月～12 月）の会員調査等

26 年度については、平成 26 年 3 月 31 日付で会員に周知した「平成 26 年度会員調査方針・計画」で示したとおり、当協会の平成 26 年度事業計画の「I. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動」に掲げたとおり、「(2)正会員における法令・自主規制規則の遵守・態勢整備状況及び業務運営の実態等を会員調査等により検証し、調査対象先に問題点を通知するとともに、必要な改善を求める。また、正会員に向けた適

切な指導に努めるとともに、正会員向けコンプライアンス研修会の実施及び調査結果の情報還元等により事前予防効果を高め、正会員の自己規律能力の維持・向上、投資者保護の強化に資する。」ことに基づき、正会員に対する立入調査を効率的・効果的に実施するなどによって、正会員の業務運営の更なる向上を図り、投資運用業の健全な発展及び投資者の保護に資するよう努めた。

立入調査については、年末及び年度末における被調査会員の負担軽減を図ること等から、年 10 社程度の立入調査を実施することとしており、計画のとおり実施した結果、平成 26 年中には平成 25 年度分 2 社を含む合計 10 社の立入調査を実施した。

また、平成 26 年 11 月には、書面調査である第 8 回アンケート調査を実施したほか、正会員の法令等遵守態勢の充実・強化を図るため、引き続き四半期毎に、当協会に報告のあった法令違反等の事例を取りまとめ、その概要や管理体制の改善状況等について匿名の形で正会員に周知した。

さらに、証券取引等監視委員会からの要請を受け、四半期毎に、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を会員に周知した。

(9) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施

- ① 平成 26 年 10 月 29 日（水）に正会員のコンプライアンス担当者を対象とした研修会を以下のとおり開催した。

I 部 「証券検査を巡る最近の動向について」

講 師：証券取引等監視委員会 事務局

証券検査課長 松重友啓氏

II 部 「投資信託協会の会員調査等」

講 師：協会事務局

会 場：東京証券会館 9 階 会議室

出席者：111 社 169 名

- ② このほか、正会員の要請に応じて、資産運用会社のコンプライアンスに係る研修会（3 社 3 回）に、協会事務局職員を講師として派遣した。

〔2〕投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

(1) NISA（少額投資非課税制度）の周知と普及・拡大に向けた活動

平成26年1月1日よりNISA（少額投資非課税制度）がスタートした。同年より制度が導入されることを踏まえ、当協会はこれまで日本証券業協会と当協会とで運営する「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」や金融庁及び業界団体で構成される「NISA推進・連絡協議会」において制度の円滑な導入や普及・拡大に向けた検討を行ってきた。また、制度の周知並びに普及のため、リーフレットの作成・配布や当協会ホームページへNISA特設サイトを設置するなどの取り組みを行ってきた。

当協会では制度開始元年である平成26年においても引き続き、ホームページコンテンツの充実やイベント等を通じて、制度の周知及び普及・拡大に向けた活動を行っている。また、金融庁や他団体との連携を図り、制度改善や普及促進の観点から以下の活動を行っている。

① 金融庁「NISA口座の開設・利用状況調査」への対応

金融庁では、NISA制度の改善や普及促進に資するため、その利用状況を把握するべく、「NISA口座の開設・利用状況調査」を実施することとした。当協会にも、NISA推進・連絡協議会を通じて、平成25年12月、同調査への協力要請があり、当協会会員におけるNISA口座の開設・利用状況を取りまとめ、金融庁に提出した。同調査の結果は、平成26年6月23日（平成26年3月末基準日）及び平成26年9月12日（平成26年6月末基準日）に金融庁ホームページにて、公表されている。

なお、27年より同調査は毎年四半期ごとに、継続的に実施することとされた。

② 職場積立NISAの導入

当協会が日本証券業協会と共催する、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」では、平成26年5月より、企業の役職員等の自助努力による資産形成の支援、福利厚生を増進を図るため、役職員等が給与からの天引き等によりNISA口座を利用して投資信託等に投資する仕組みである「職場積立NISA」について検討を行ってきた。この内容については、全ての金融機関で共有する必要があることから、最終的にはNISA推進・連絡協議会において検討され、「職場積立NISAガイドライン」及び「『職場積立NISA』利用規約雛形」として、平成26年12月、公表された。

(2) 「金融経済教育研究会」報告書を受けた取り組み

金融庁金融研究センターに設置された「金融経済教育研究会」において取りまとめられた報告書の提言について具体的な検討を行うため、金融広報中央委員会の下「金融経済教育推進会議」が平成 25 年 6 月に設置されており、当協会もこれに参加している。

同会議における検討事項のうち当協会が関わる主なものは、

イ. 最低限習得すべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化

ロ. 金融商品にかかる情報提供の充実（金融商品について、中立機関による情報提供の充実）

の 2 点である。具体的には、

イ. 「最低限習得すべき金融リテラシーの内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化」を、関係官庁及び関係団体と連携・協力して行い、平成 26 年 6 月「項目別・年齢層別スタンダード」（マップ）を作成・公表した。

ロ. 「金融商品にかかる情報提供の充実」については、日本 FP 協会及び金融庁と検討し、当協会の投信総合検索ライブラリーを活用して投資信託の個別商品の利用・選択を行うにあたっての視点、着眼点を実践的に指南するウェブサイトを立ち上げることで検討を進め、平成 26 年 3 月、日本 FP 協会のホームページ上に「FP が解説 投資信託お役立ちサイト」が公開された。

(3) 講演会・セミナー・講師派遣の実施

① 投信フォーラム 2014 の開催

啓発・普及事業の一環として、地方新聞社、全国地方新聞社連合会との共催による「投信フォーラム 2014」を山形、鳥取、甲府、宮崎の 4 会場で開催した。

講演会の形式は二部構成で、第一部が開催地で知名度の高い著名人による特別講演、第二部がファイナンシャルプランナーによる投資信託セミナー及び運用会社の専門家との対談コーナー（FP との対談）である。

なお、本講演は、金融庁、金融広報中央委員会、財務省財務事務所、信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、日本取引所グループ、不動産証券化協会、共同通信社から後援をいただいた。

開催の概要は以下のとおりである。

イ. 投信フォーラム 2014 in 山形

主 催：投資信託協会、山形新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 26 年 5 月 31 日（土）

会 場：山形国際交流プラザ（山形ビッグウイング）2 階大会議室

テーマ：第一部「夢見る力 ～舞台に恋して～」

（劇作家、演出家、女優 渡辺えり氏）

第二部「投資信託を活用した資産運用の考え方 ～デフレから
インフレへの大転換が始まる～」（深野康彦氏）

運用会社の専門家との対談

参加者数：330 名

ロ. 投信フォーラム 2014 in 鳥取

主 催：投資信託協会、新日本海新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 26 年 7 月 5 日（土）

会 場：鳥取市民会館 大ホール

テーマ：第一部「日本経済の行方」（エコノミスト、BRICs 経済研究所
代表 門倉貴史氏）

第二部「投資信託で“草食系”の資産づくり」（馬養雅子氏）

運用会社の専門家との対談

参加者数：293 名

ハ. 投信フォーラム 2014 in 甲府

主 催：投資信託協会、山梨日日新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 26 年 11 月 29 日（土）

会 場：山梨県地場産業センター（かいてらす）

テーマ：第一部「気分のいい日を言葉がつくる」（アナウンサー、エッセイスト 小俣雅子氏）

第二部「投資信託を活用した資産運用の考え方 ～デフレから
インフレへの大転換が始まっている～」（深野康彦氏）

運用会社の専門家との対談

参加者数：300 名

ニ. 投信フォーラム 2014 in 宮崎

主 催：投資信託協会、宮崎日日新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 26 年 12 月 13 日（土）

会 場：宮崎市民プラザ オルブライトホール

テーマ：第一部「ピンチをチャンスに！」（元フジテレビアナウンサー、
貴乃花部屋女将 花田景子氏）

第二部「資産運用の基本と投資信託の活用方法 ～NISA の上
手な使い方と「良いファンド」・「良くないファンド」の
見分け方～」(神戸孝氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：275 名

② 日経ウーマンセミナー「マネー美人のための資産形成セミナー2014」

幅広い層への啓発・普及活動を推進する観点から、働く女性を対象にした雑誌社とタイアップし、大阪、東京の2会場で資産形成セミナーを開催した。各開催当日は、平日の夜にも関わらず多くの女性が集まり、働く女性が夢に近づくために必要な金融商品の基本的知識や資産形成術の講演に熱心に耳を傾けた。

セミナーの形式は二部構成で、第一部は、ファイナンシャルプランナーであり生活経済ジャーナリストでもある和泉昭子氏による働く女性のためのマネーとキャリアに関する基調講演、第二部のトークセッションでは、読者から寄せられた投資に関する悩みについて、和泉氏と、大和証券投資信託委託の秋元幸江氏が働く女性の立場に立ったアドバイスを行った。

開催の概要は以下のとおりである。

会場・日時

イ. 大阪 ハービスホール (参加者数：230 名)

平成 26 年 10 月 7 日 (火) 19:00～20:50

ロ. 東京 青山ダイヤモンドホール (参加者数：197 名)

平成 26 年 10 月 15 日 (水) 19:00～20:50

構成：第一部 基調講演

「マイペースで夢をかなえるマネー術」

和泉昭子氏 (生活経済ジャーナリスト/ファイナンシャルプランナー)

第二部 トークセッション

「自分らしいマネー美人とは？」

和泉昭子氏 (生活経済ジャーナリスト/ファイナンシャルプランナー)

秋元幸江氏 (大和証券投資信託委託(株))

佐藤珠希氏 (日経 WOMAN 編集長)

主催：日経 WOMAN*CLUB 協賛：投資信託協会

③ タイアップセミナー

未経験者を対象に投資信託の基礎知識から実践編までわかりやすく解説する「投資信託基礎講座」を、NPO法人エイプロシス（特定非営利活動法人投資と学習を普及・推進する会）との共催により、15回（毎月1回、不定期で3回）東京都内（茅場町・小伝馬町）で開催した。平成26年における延べ受講者数は533名となった。

④ 講師派遣の実施

投資信託の知識と理解の向上を目的に、消費生活センター、大学、確定拠出年金導入企業等からの要請に応じて、市民、学生、企業従業員、消費生活相談員等を対象としたセミナーや講座へ講師を派遣した。平成26年の派遣実績は、12件、延べ受講者数は773名であった。

（4）大学における寄附講座の開設

当協会と日本投資顧問業協会は、教育機関における証券投資教育の一助となるべく、平成17年から東西の主要大学において寄附講座を開設している。平成26年は、早稲田大学、一橋大学、大阪大学、京都大学、神戸大学、名古屋大学に加え、東北大学にも開設し、計7大学で991名の学生が資産運用ビジネスを学んだ。

講義の内容はそれぞれの大学で若干異なるが、おおよそ資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付けを概観し、ポートフォリオ理論を踏まえながら、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組みや特性を説明する内容に加え、アセットマネジメントビジネスの実態に至るまで幅広い分野が学べるよう工夫されている。社会に羽ばたく前の学生にとっては、資産運用に関する知識だけでなく、数多くの実務家から多面的な実務が学べる貴重な機会でもあり、学生の資産運用ビジネスへの関心を高める契機にもなっている。

各大学における講座の概要は、以下のとおりである。

<早稲田大学>

講義名：アセット・マネジメント（資産運用）の世界

開設期・回数：前期・全15回

受講者数：167名

<一橋大学>

講義名：アセットマネジメント論

開設期・回数：前期・全 15 回

受講者数：91 名

<大阪大学>

講義名：アセットマネジメントの理論と実務

開設期・回数：前期・全 14 回

受講者数：108 名

<京都大学>

講義名：アセットマネジメントの実務と法

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：191 名

<神戸大学>

講義名：アセットマネジメント（資産運用）の理論と実務

開設期・回数：前期・全 13 回

受講者数：199 名

<名古屋大学>

講義名：アセットマネジメント概論

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：192 名

<東北大学>

講義名：アセットマネジメント

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：43 名

(5) 証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会、日本証券業協会、日本取引所グループ等の証券団体等で構成する「証券知識普及プロジェクト」は、中立・公正な立場から、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、学校における金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般消費者向けのセミナーや講演会の開催等、多岐にわたる活動を行っている。

平成 26 年における主な取組みは、以下のとおりである。

① 教育現場における「金融経済教育」の推進

イ. 学校向け教材の提供

金融経済教育への興味・関心を高めてもらうため、“株式会社の仕組み”、“直接金融と間接金融”といった基本的な知識を深めるための教材を中学生向け、高校生向けにそれぞれ提供した。

また、教育現場における金融経済教育の一層の拡充を図るため、中学校向け・高等学校向け体験型教材の普及に注力するとともに中学校向け体験型教材の教員向け指導用映像コンテンツを制作し、提供を開始した。

- ・中学校向け教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状～」
- ・高等学校向け教材「ケーザイへの3つのトビラ」

ロ. 教員向け支援活動

教育現場における金融経済教育の必要性、提供教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を毎学期作成し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等に送付した。

また、生徒と教員が共に利用できるWEBサイト「金融経済ナビ」の普及・浸透を図るとともに、データ修正・更新に加えてコンテンツの充実を図った。

② 一般向け「投資の日」記念イベントの開催等

一般市民の金融リテラシー向上を目的に、10月4日の「投資の日」を中心に、全国各地で講演会・セミナー等のイベントを行った。

本年度はNISA（ニーサ）元年を記念し、更なるNISA利用の普及・啓発を行うとともに、その基礎となる金融リテラシーの重要性を訴えることを全面に出してファイナンシャル・プランナーの講師等による実践的なプログラムを提供した。

イ. 各地区イベント

各地区の特色を活かした講演会・セミナー、トークショー、ローカルラジオ局での連携イベントを全国9地区19会場で行い、5,770人が参加した。

ロ. その他の活動

より多くの一般市民に証券投資の意義や金融・証券知識習得の重要性について考えてもらうきっかけを提供することを目的に、以下の活動を行った。

- ・10月4日に合わせた特集記事広告の掲載（日本経済新聞、読売新聞）
- ・「投資の日」記念イベントに関する「とうしくん型うちわ」リーフレットの成・配布
- ・東京国際フォーラム会場等における「投資の日」記念イベントのPR
- ・参加型企画「とうしくん」&「めめたん」“セリフを考えよう”コンテストの実施
- ・各地区イベントにおける「NISA コーナー」の実施

- ・「投資の日」記念イベントに関する WEB 特設サイトの開設
- ・イベント参加者に対する「アンケート調査の実施」（参加者アンケート及び事後行動調査）

（6）ホームページコンテンツの充実

当協会では、平成 26 年においても啓発・普及活動のための重要なツールとしてホームページコンテンツの充実に力を入れた。特に投資未経験者や若年層に対し「投資信託」や「NISA」についての理解を促進することに重点を置き、以下 2 つの新規コンテンツを公開した。

① 「知っておきたい！ 投資の基本」（平成 26 年 3 月公開）

平成 26 年 1 月から NISA（少額投資非課税制度）が開始されたことを受け、投資初心者や NISA を契機に投資を始めることが期待される投資未経験者に向けて、「リスクとリターン」、「資産の分散」、「時間の分散」、「中長期保有」といった「投資の基本」について解説した映像コンテンツ。

解説は、企業年金の専門家として、企業の従業員に対する研修や講演、企業担当者向け研修、執筆活動等をおこなっているファイナンシャルプランナー大江英樹氏によるもので、投資の初心者向けにやさしく、わかりやすく「投資の基本」を動画で解説する内容となっている。

② 「知恵を結集して資産を運用する～投資信託の運用会社に迫る～」

（平成 26 年 12 月公開）

ファンドマネージャーやアナリスト、REIT の物件取得担当者など実際に運用会社で資産運用に従事する人々の業務を紹介する動画コンテンツ。

投資信託の資産運用において運用会社が果たす役割や、投資信託を通じた投資と個人で行う投資との違いなどを一般投資家に認知してもらうため、運用会社では投資家から預かった資産を、経済・金融などに関する高度な知識やノウハウを身につけた専門家が日々適切に運用していることを伝える内容となっている。

〔3〕投資信託及び投資法人に係る制度への対応

(1) 確定拠出年金制度の改善へ向けた活動

当協会と日本証券業協会による「個人の自助努力による資産形成に関するWG」では従来、確定拠出年金の拡充について議論し、関係各省庁に働きかける等の活動を行ってきた。

一方、「日本再興戦略」改訂 2014 -未来への挑戦- (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) において、「確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（マッチング拠出における事業主拠出額以下との制限の取扱いや中小企業への確定拠出年金制度の普及等）について、3 階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討を行う」こととされた。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省社会保障審議会の下に設置された企業年金部会では、確定拠出年金を含む今後の企業年金のあり方について、平成 26 年 7 月に、関係諸団体からヒアリングを行った。これには日本証券業協会が参加し、同ワーキングで検討してきた、①中小企業への DC 制度普及促進（制度導入の手続き簡便化と中小企業専用 DC の導入）、②マッチング拠出の上限撤廃、③「投資アドバイス」の導入（「個別商品の選び方」を提案する）、④「年金運用型商品」の提供（ターゲットデフォルトファンド、ライフサイクルファンド等）、⑤全国民を対象とした個人年金口座の実現（加入対象者を公務員や専業主婦等まで拡大すること）等の意見を述べている。

これらのヒアリング結果等も参考に、その後、同部会では引き続き企業年金に係る検討を行い、平成 27 年 1 月 16 日「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を公表した。

また、同部会での議論を踏まえ、平成 26 年 12 月に策定された与党税制改正大綱では、後述の通り、確定拠出年金法の改正を前提に、税制上の所要の措置が取られることとされた。

(2) 平成 27 年度税制改正要望

イ. 平成 27 年度税制改正要望は、当協会要望の素案を「投資信託の税制に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会と制度に関する専門委員会の合同委員会」で検討し、平成 26 年 4 月 23 日から 5 月 7 日までの間、会員会社に対する意見募集を行った。また、日本証券業協会、日本取引所グループ及び金融庁の担当部局とも意見交換を行いながら、6 月には当協会としての要望を、その後、9 月に日本証券業協会及び日本取

引所グループとの連名で正式に提出する要望書について機関決定を行った。当協会に関連する主な要望事項は以下のとおりである。

- ・ NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化等（恒久化、ジュニア NISA の導入、投資上限額の引き上げ）
- ・ 確定拠出年金制度の拡充（加入対象者の拡大、マッチング拠出上限の撤廃、特別法人税の撤廃）
- ・ 金融所得課税一体化の促進等
- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長
- ・ 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充
- ・ 相続の評価算定期間の延長
- ・ 配当の二重課税の排除（益金不算入制度の維持等）
- ・ 投資法人制度等の拡充（税会不一致の解消、不動産取得税等の軽減措置の延長要望等）

ロ. 平成 27 年度の税制改正大綱は 平成 26 年 11 月 21 日に衆議院が解散され 12 月 14 日に総選挙がおこなわれたことから、その公表が平成 26 年 12 月 30 日となった。大綱の概要は以下のとおりである。

- ・ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を次のように創設する（ジュニア NISA の創設）。
- ・ 非課税口座に設けられる各年分の受け入れ取得対価の限度額引き上げ（100 万円から 120 万円へ）
- ・ 確定拠出年金制度の拡充（企業年金の実施が困難な小規模事業主について、事業主による個人型確定拠出年金への追加拠出を可能とするための制度の創設、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大等）
- ・ 受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行う（特定株式投資信託以外の公募株式投資信託に係る益金不算入制度の廃止）
- ・ 投資法人に係る税会不一致を解消するための所要の措置（一時差異等調整引当額（仮称）一時差異等調整積立金（仮称）等の導入）
- ・ 登録免許税、不動産取得税の軽減措置延長

ハ. 当協会では、平成 27 年度税制改正にあたって、自民党・公明党・民主党それぞれからのヒアリングに、投資信託・投資法人関係の要望全般をお願いしてきた。特に、配当の二重課税の排除に係る益金不算入制度については、法人税の実効税率引き下げの代替財源として取り上げられ、投資信託にも影響することから、与党の主要議員を個別に回り、強く反対を主張した。しかしながら、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配については、その全額を益金算入することとされた。ただし、特定株式投資信託（ETF）については、株式と別個の取扱いをすればその商品性が大き

く損なわれると主張し、益金不算入割合は非支配目的株式等と同様 100 分の 20 とすることを確保した。

二. また、投資法人制度の拡充に係る税会不一致の解消については、昨年の大綱の検討事項とされたことも踏まえ、金融庁内に勉強会が設置され、当協会もこれに参加し、業界としての意見を提出する等の活動を行ってきたが、その結果が反映されることとなった。

ホ. なお、平成 27 年度税制改正大綱において、ジュニア NISA の創設と NISA の限度額引き上げ、確定拠出年金制度の対象者拡大等が盛り込まれたことから、当協会は平成 26 年 12 月 30 日付で白川協会長談話を公表している。

〔4〕 「日本再興戦略（改訂2014）」への対応

平成26年6月24日に閣議決定され公表された「日本再興戦略(改訂2014)」及びその前提となった平成26年6月12日公表の「金融・資本市場の活性化有識者会合の提言」中の投資信託・投資法人に関する提言について、当協会では以下の対応を行っている。

日本再興戦略では、「一. 日本産業再興プラン」の「5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等」において、

i) 金融・資本市場の活性化

有識者会合の提言等を踏まえ、アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用市場の強化を図ること等により、アジアナンバーワンの金融・資本市場の構築を目指す。

とされ、

「① 国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮」については、

- ・内外の多様な資金調達・運用ニーズに対応するため、東証による上場インフラファンド市場の創設に必要な制度的手当等を年内に行うとともに、インフラファンドやヘルスケア REIT の組成に向けた環境整備を推進する。
- とされている。

これは、「金融・資本市場活性化有識者会合の提言」（以下「有識者会合の提言」という。）の「中長期の資産形成に資する投資商品を提供するための推進すべき施策」中の、

- ・制度面での支援を通じて、内外のインフラ施設に投資するファンドの上場市場を東証において早期に創設し、投資家の多様な資金運用ニーズに応えるための新たな上場商品を実現するとともに、インフラ資産への民間資金の供給を促進
- ・ヘルスケアリート（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等を対象とした不動産投資信託）の更なる上場推進や普及・啓発等を踏まえたものとなっている。

これらへの対応として、インフラファンドについては、東京証券取引所が上場規程の整備、当協会が規則の整備について、検討している。

また、ヘルスケアリートについては、東京証券取引所は「有価証券上場規程施行規則」を改正し、平成26年4月1日に施行した。当協会では、平成26年5月に「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部

改正等を行った。（参照：〔1〕公正性・信頼性確保のための自主規制業務
（5）ヘルスケアリート創設のための環境整備）

次に「③ 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立」においては、「豊富な個人金融資産が成長マネーに向かう循環を確立するため」として次の2項目が掲げられた。

1つ目は、

－ NISAの普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。

である。

有識者会合の提言では、「NISAの施策推進」には触れられていないが、「金融経済教育の進め方」として、

・大学の教養課程をはじめ、ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ

とされている。

その対応については、「〔2〕投資信託及び投資法人の啓発・普及活動（2）「金融経済教育研究会」報告書を受けた取り組み」を参照のこと。

2つ目は、

－ 投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組を進めるとともに、受託者としての責務を果たし真に投資家の為の運用が行われるための総合的な環境整備について、本年中を目途に検討を進め結論を得た上で必要な措置を講じ、投資運用に係る全体的なレベル向上を図る。

である。

有識者会合の提言では、「ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品を提供するための推進すべき施策」において、

・投資信託について、運用者の運用経歴等も含めた運用態勢やパフォーマンスの透明性の向上、手数料等に関する説明の充実、預かり資産の増加等にインセンティブが働く営業員の評価体系への移行の推進、投資家が自らの属性（年齢、金融資産、リスク許容度、収入等）に適した商品を選択しやすくするためのリスク・リターンの定量的な比較の表示、運用状況に関する情報開示の改善等

が掲げられている。

このうち、「運用者の運用経歴等も含めた運用態勢の透明性の向上」については、金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正が9月

17日に行われた。本改正を受け、同指針中「IV. 監督上の評価項目と諸手続き（投資運用業） IV-2-3-1 業務執行態勢 （1）運用財産の運用・管理」において、運用担当者に係る事項（運用責任者の運用経験年数・経歴等、運用チームの概要等）の明示が求められていることから、各社においてこれに対応しているところである。

「パフォーマンスの透明性の向上」については、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の提言を受け、平成26年12月1日より「トータルリターン通知制度」が導入された。

また、「手数料等に関する説明の充実」、「投資家が自らの属性（年齢、金融資産、リスク許容度、収入等）に適した商品を選択しやすくするためのリスク・リターンの定量的な比較の表示」、「交付目論見書におけるリスク・リターンの定量的な把握・比較」、「運用状況に関する情報開示の改善」については、法令等の改正を受け、これらに対応するかたちで平成26年6月当協会の規則改正を行った。（参照：〔1〕公正性・信頼性確保のための自主規制業務（1）ディスクロージャーの改善（交付目論見書改善、運用報告書2段階化））

確定拠出年金制度については、

- ・ 確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（マッチング拠出における事業主拠出額以下との制限の取扱いや中小企業への確定拠出年金制度の普及等）について、3階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討を行う。

とされている。

この点については、厚生労働省社会保障審議会の下に設置された企業年金部会において、確定拠出年金を含む今後の企業年金のあり方について関係諸団体からヒアリングを行っており、これに日本証券業協会が参加し、当協会と合同で運営し、取りまとめた「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」の報告書に基づき意見を述べている。（参照：〔3〕投資信託及び投資法人に係る制度への対応（1）確定拠出年金制度の改善へ向けた活動）

〔5〕 国際的な活動

(1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) の直近の動向

イ. 追加雇用対策法の一部として外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。) は、米国人が外国で脱税行為を行うことを防止するため、外国金融機関 (Foreign Financial Institution、以下、「FFI」という。) に対して米国民口座の情報を IRS に報告することを求めるものであり、平成22年3月18日に米国で成立した。

ロ. 当協会は米国 KPMG とコンサルティング契約を結び、そのアドバイスを受けながら対応を行ってきており、平成26年1月1日より開始された FFI 登録以後も、以下のとおり活動した。

イ) 平成26年1月1日より FATCA 登録とグローバル仲介人識別番号 (GIIN) の割当が開始されたが、登録に関し、平成25年10月に登録に係る通知を行って以降、特に上場不動産投資法人の資産運用会社より、登録に関する疑問や確認の問い合わせ等も寄せられたため、平成26年2月3日に不動産投資法人の資産運用会社を対象とした説明会を開催した。

ロ) 平成26年2月、米国時間2月20日に FATCA 規則 (最終および暫定) と FATCA 施行にあわせて既存の源泉徴収ルールを改定する規則 (最終および暫定) が発表され、それらについて、2月21日付で会員通知を行ったが、その後、KPMG より「当該資料の中に、我が国の投資運用業者に影響のある改訂が含まれる。」との情報提供があったため、それに関する疑問点を取りまとめ、「FATCA 改訂規則の投資運用業者への影響について (Q&A)」を作成し、4月3日付で会員各社に通知した。

ハ) 更に、FATCA に関する最新の動向について、KPMG との「FATCA への対応に係る打合せ会」を平成26年5月13日、9月22日に開催し、自主規制委員会に報告するとともに、会員通知を行った。

ニ) 平成26年10月6日付で、金融庁監督局証券課資産運用室より、「FATCA 登録に関して、8月1日 IRS 公表の FFI リストに基づき登録状況を確認したところ、一部の会員会社の登録が確認できないので、IRS への登録が必要な場合には登録を行うよう周知・徹底して欲しい。」旨の要請があったため、当該会員会社へ確認した結果を当局に報告した。

ホ) 米国財務省より IGA 未締結国の取扱いに関するガイダンスが公表され、みなし IGA 国として取扱われてきた国についての取り扱い方針について示唆されている旨の情報提供が KPMG より届いたため、平成26年12月4日付

で会員通知を行った。

(2) OECD 多国間自動的情報交換への対応

イ. OECD 多国間自動的情報交換については、平成 26 年 2 月 22 日、23 日にオーストラリアで開催された G20 財務省・中央銀行総裁会議で、大枠の合意がなされた。その後さらに、OECD 租税委員会・第 10 作業部会 (WP10) において共通報告基準 (CRS) のコメンタリーについての議論が行われ、平成 26 年 3 月、5 月の WP10 において同コメンタリーが最終合意され、同年 6 月の OECD 租税委員会においても承認され、公表された。

当協会では、以下のとおり対応している。

ロ. 4 月 24 日の OECD 非公式会合において議論が予定されていたことに伴い、共通報告基準 (CRS) コメンタリー草案 (4 月改訂版) に対し、金融庁からの要請を受け、当協会正会員の直接販売に関連した意見として、日本証券業協会の要望等を加え 4 月 18 日に意見を提出した。

ハ. また、金融庁より 3 月 24 日～26 日パリにおいて開催された WP10 の共通報告基準 (CRS) コメンタリー (3 月) の結果に対し、国内立法スケジュール等について意見等があれば 4 月 25 日迄に提出して欲しい旨の依頼があったので、会員会社から寄せられた意見を踏まえ「投資信託委託会社の投資運用業者の対応としては、「一般の投資信託は二重報告で対象外」という前提条件の下、提示された国内立法スケジュールについて対応可能と考える。一方、直販を行う第二種金融商品取引業者の立場としては、FATCA と異なり抽出残高の閾値が設けられていない点において、報告対象口座は数倍～数十倍となり、実務上の負荷は FATCA 以上にかかるため、合理的な閾値を設けてもよいのではないかと。また、システム対応について、システム開発に係る詳細情報の提供を、情報ベンダーに対し早めに行っていただきたい。」との意見を 4 月 25 日に提出した。

ニ. 6 月 30 日 (月) に金融庁において、日本の金融関係の団体等の全てを対象に、金融庁・財務省による OECD の WP10 の 5 月会合に係る結果報告の説明会が行われ、自主規制委員長と出席した。その際、財務省から「共通報告基準の概要や口座情報を報告する金融機関には投資事業体も含まれる」ことなどについて説明があり、その旨自主規制委員会に報告した。

ホ. この共通報告基準 (CRS) の概要は概ね以下のとおりである。

- ・共通報告基準 (CRS) とは、自動的情報交換の対象となる非居住者の口座の特定方法 (DD 手続) や情報の範囲等を各国で共通化する国際基準であり、これは、米法の FATCA の政府間協定の枠組みを一つの参考にして、

この共通化した国際基準を作ることによって各国の金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国の税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することが目的となる。

- ・日本を主体に考えていくと、①まず非居住者の口座を居住地国ごとに選別し、②これら口座保有者の情報を日本の国税庁に報告することとなるが、この際に報告するのは、全ての国ではなく、報告対象国ということになる。この報告対象国が何かというと、日本が自動的情報交換を実施する相手となる国を報告対象国（その国との間で情報交換の根拠となる租税条約等があるという前提（情報交換に関する規定があるという趣旨では、二国間の租税条約に限らず、所謂マルチ条約、税務要請執行共助条約という多国間条約があり、そういう情報交換の規定があるので、それらを踏まえたもの。）、かつ、自動的情報交換を行うという当局間の合意を結んだ国（共通報告基準のモデル Competent Authority Agreement を結んだ国））ということになる。これら、報告対象国に当たるものの情報の内容を報告することとなる。③その後、国税庁が、各国の税務当局に対して、年一回まとめて、夫々情報提供するということになる。
 - ・これに対して、日本はどういう情報を得られるかということ、各国の税務当局から逆の流れで、日本に情報が集まってくるということとなる。
- へ. 10月3日（金）に金融庁において、日本の金融関係の団体等の全てを対象に、財務省による OECD の金融口座情報の自動的交換に関する基準（共通報告基準）に関する説明会が行われ、自主規制委員長と出席した。その際、財務省から「平成28年1月1日からの開始ということになると準備期間が一年とれないということになり対応困難であるとの意見も複数あり、平成29年、2017年1月1日から手続きを始めて、2018年に初回情報交換を始めるというスケジュールで進めたい」との説明があり、その旨自主規制委員会に報告した。
- ト. その後、金融庁経由で財務省より、「共通報告基準を実施するための報告制度に関する質問」として、11月中旬に現行の FATCA に係る考え方を整理する形の調査依頼が事務局に寄せられた。この内容を事務局にて確認し、その後、コンサルタントの KPMG 及び自主規制委員各社の確認を得て、金融庁に回答を提出した。
- チ. 我々投資信託業界としては、従来、FATCA の際に主張していた点と同様、投資信託や投資法人を単に運営しているだけで、個人の口座を管理していない場合には、当該個人口座を管理している販売会社から必要な口座情報を国税庁に提出し、その際には、運用機関からの報告は免除してもらう、

所謂、二重報告の排除の考え方が必要であるとの立場に立って、当協会からも再三に亘って金融庁及び財務省に主張を行い、当協会の主張の方向性で準備が進められることとなった。

リ．共通報告基準（CRS）に参加するためには、自国の法律を整備する必要があることから、平成 27 年 1 月に召集された通常国会に法案が提出された。

（3）第 19 回アジア・オセアニア会議への参加

第 19 回アジア・オセアニア会議は平成 26 年 3 月 16 日～18 日、韓国・ソウルで開催された。オーストラリア、バングラディシュ、中国、台湾、香港、インド、日本、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、タイの 13 協会が参加した。当協会からは会長、副会長、他 2 名が出席した。会議では、全 5 テーマについて活発な議論が行われ、当協会はそのうち、「新しい販売チャンネル」、「アセットマネジメントと年金制度」と題するパネルディスカッションにパネリストとして参加した日本の DC 制度とその課題等について説明した。

（4）第 28 回国際投資信託会議への参加

第 28 回国際投資信託会議及び国際投資信託協会の年次総会は、平成 26 年 10 月 20 日～22 日オーストラリア・キャンベラにおいて開催された。世界各国・各地域から 27 の投資信託協会が参加し、当協会からは会長、副会長、他 3 名が出席した。

本年の会議では、IOSCO 議長とのランチミーティング、アジア、アメリカ、欧州等の各地域における最新の動向に関するパネルディスカッション、アジア地域ファンド・パスポート、高齢社会とファンド業界の課題、豪スーパーアニュエーション、販売規制の動向等についてのパネルディスカッションの他、駐オーストラリアの各国大使による地政学的問題認識とマーケットの関係についてのパネルディスカッションが行われた。

当協会はこのうち、「アジア地域の最新動向」と題するパネルディスカッションに参加し、アベノミクスの成長戦略における資産運用業界の課題等について説明した。

(5) アイルランドファンドセミナーへの参加

平成 26 年 9 月 24 日、アイルランドファンド協会 (IFIA) 主催によるアイルランドファンドセミナーが大手町サンケイプラザにて開催された。駐日アイルランド大使の開会挨拶に続き、当協会から副会長が歓迎スピーチを行った。その後、規制強化環境における実務的な対応、AIFMD、EMIR、FATCA、UCITS 等の金融規制最新動向等について、講演及びパネルディカッションが行われた。

(6) アジア地域ファンド・パスポートへの対応

イ. アジア地域ファンド・パスポートに関しては、平成 25 年 9 月にパスポート設立のための主旨書 (Statement of Intent) に、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、シンガポールの 4 カ国が署名し、APEC としても検討を続けることとされた。これを踏まえ、本件についてどう対応するか、投資信託の制度に関する専門委員会の主要社を中心に金融庁とも相談しながら検討を進めてきた。

ロ. また、平成 26 年 1 月に入って、政策委員会会社各社の意見を取りまとめ、それをもとに、今後、本件の議論が本格的に進展した場合には、国内の制度面にも大きな影響を与え得るであろうことから、制度を担当する金融庁総務企画局市場課及び総務課国際室の担当幹部に対し、副会長が、現段階での考え方や今後の方向性等について意見交換し、併せて、今後の一層の情報共有を求めた。

ハ. その後、4 月 16 日、APEC のアジア地域ファンド・パスポートのウェブサイト上に、パスポートの詳細な案が掲載され、市中協議が行われた。当協会では会員全社に対し、同案に対する意見を求めた。その後「投資信託の制度に関する専門委員会」及び「投資法人の制度に関する専門委員会」を中心に、会員からの意見も踏まえ、金融庁と調整しながら APEC に提出する意見書の案文を固めた。その上で、この市中協議のとりまとめまともめを行っている、上記 4 ヶ国のほかに新たに交渉参加国となったタイとフィリピンを加えた 6 ヶ国の各規制当局に対し、7 月 11 日に白川協会長名で意見書を提出した。提出した意見の概要は以下のとおりである。

アジア地域ファンド・パスポートに係る市中協議に対する意見の概要

・我々は、アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) が、アジア太平洋地域のファンド業界及び同地域の経済発展にとって非常に意義あるものであるという趣旨に全面的に賛成し、同制度が円滑にスタートすることを

願っており、日本もできる限りの貢献をしていきたいと考えている。

- ・ ARFP の利用が可能になるためには、この市中協議案には、いくつかの解決すべき課題（①独立した監督及び法令順守監査、②ホーム国における公募要件とファンドのオーソライズ、③適正資本基準及び運用財産等）があると考えており、こうした修正がなされるよう期待する。
- ・ 過去 29 年の実績がある EU の UCITS の枠組みは、優良な事例であり、ヨーロッパのケースは ARFP 制度導入を検討するにあたって参考にすべきである。

二. なお、平成27年2月27日付でAPECより本件に係る2回目の市中協議が公表された。

(7) IOSCOによるMMFに関する政策提言への対応

IOSCO は 2012 年 10 月に「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言」と題する報告書を公表した。これは、各国の MMF に係る規制及び管理に関する共通規範の基礎となるものであり、組入資産の評価や流動性管理等、15 の提言から構成されている。また、IOSCO はこの報告書の中で、「本報告書公表後 2 年以内に、各国におけるこの提言内容に関する適用状況を調査すること」としている。

これを受けて当協会は、金融庁からの要請により、MMF 及び MRF を運用する運用会社に対し、提言に係る現状調査や意見集約等を行い、金融庁の関係部署と今後の対応について協議している。金融庁が IOSCO に対して調査結果を報告したかどうかは明らかにされていないが、現時点で IOSCO による各国の調査結果は公表されていない。

〔6〕 その他

(1) 東京国際金融センターの推進に関する懇談会の設置

我が国の金融・資本市場の機能強化のため、東京市場の国際金融センターとしての地位確立に向けた種々の検討・提言が行われていることを踏まえ、証券界・運用業界として、日本の強みや国際金融センターとしての役割・課題を検討・整理し、その実現に向けた取組みを推進、支援するため、日本証券業協会、日本投資顧問業協会、日本取引所グループ及び当協会の4団体により「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」が設置されることとなった。

初回会合は平成26年10月に開催され、当協会もこれに参加した。今後、本懇談会は原則2～3ヶ月に1度のペースで開催し、各会合における検討テーマについてプレゼンテーション及び意見交換を行うかたちで進められる予定である。

(2) 当協会における質問・苦情相談内容の公表

平成26年1月から12月に当協会等が受付けた質問・苦情相談の状況は以下のとおりである。

① 投資信託に関するもの

イ 質問相談関係

- ・当協会が受付けた件数 93件
- ・FINMACが受付けた件数 36件

主な内容は、購入にあたって委託会社や商品内容の相談、基準価額の上昇に伴う売却タイミングの相談等、購入や換金に関する質問等。

ロ 苦情関係

- ・当協会が受付けた件数 1件
- ・FINMACが受付けた件数 2件

内容は、買付注文の締め切り時間に関すること等。

ハ あっせん

- ・当協会が受付けた件数 0件
- ・FINMACが受付けた件数 0件

② 個人情報に関するもの

平成26年1月～12月までにおける会員の個人情報の取扱いに対する一般投資家からの質問相談及び苦情は皆無であった。

〔7〕平成26年各種説明会及び研修会の開催状況

当協会では、会員会社向けに下記説明会及び研修会を開催した。

<p>◆「責任ある機関投資家」の諸原則（案）《日本版スチュワードシップ・コード》に関するセミナー</p> <p>開催日：平成26年1月31日</p> <p>講師：金融庁総務企画局 企業開示課 企業開示課長 油布志行氏</p> <p>テーマ：「責任ある機関投資家」の諸原則（案）《日本版スチュワードシップ・コード》について</p>
<p>◆外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）規則等に係る説明会</p> <p>開催日：平成26年2月3日</p> <p>説明者：有限責任 あずさ監査法人 金融アドバイザリー部 パートナー ：KPMG 税理士法人 ファイナンシャル サービスグループ シニアマネージャー ：投資信託協会 事務局</p> <p>テーマ：外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)規則等について</p>
<p>◆個人情報の取扱いに関する研修会</p> <p>開催日：平成26年2月21日</p> <p>講師：金融庁 総務企画局 企画課 調査室 課長補佐</p> <p>テーマ：金融商品分野における個人情報制度の取扱いについて</p>
<p>◆運用報告書の二段階化等に係る開示規則等の一部改正に関する説明会</p> <p>開催日：平成26年7月23日</p> <p>説明者：野村アセットマネジメント(株) 投信ディスクロージャー部部長 ：大和証券投資信託委託(株) 参与 ：投資信託協会 事務局</p> <p>テーマ：運用報告書の二段階化等に係る開示規則等の一部改正について</p>
<p>◆正会員コンプライアンス研修会</p> <p>開催日：平成26年10月29日</p> <p>(Ⅰ部) 講師：金融庁 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 松重友啓氏 テーマ：証券検査を巡る最近の動向について</p> <p>(Ⅱ部) 講師：投資信託協会 事務局 テーマ：平成25年度会員調査結果について</p>
<p>◆証券投資信託委託会社向け業務研修会</p> <p>開催日：平成26年12月4日</p> <p>講師：金融庁 監督局 証券課 資産運用室 資産運用調整官</p> <p>テーマ：証券投資信託会社が留意すべき事項等について</p>

◆投資法人資産運用会社向け業務研修会

開催日：平成 26 年 12 月 9 日

講 師：金融庁 監督局 証券課 資産運用室 課長補佐

テーマ：投資法人の運営において資産運用会社が留意すべき事項等について